令　和　３　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第１回臨時会　４月 27 日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 3 年 第 1 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

臨 時 会 会 議 録

令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第１号

令和３年４月27日（火）午前10時30分開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　報告第１号　器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第５　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第６　議案第２号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第７　議案第３号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第８　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第１号）
第９　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　報告第１号　器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第５　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第６　議案第２号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第７　議案第３号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第８　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第１号）
第９　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（13名）

議　長　　阿　部　加代子　君
１　番　　高　橋　　晋　君
２　番　　小野寺　　満　君
３　番　　高　橋　　浩　君

4 番	千葉康弘君	
5 番	瀬川貞清君	
6 番	高橋藤宗君	
7 番	廣野富男君	
8 番	有住　修君	
9 番	小野寺　重君	
10 番	今野裕文君	
11 番	渡辺　忠君	
12 番	青木俊悦君	

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（なし）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管理者	奥州市長	小沢昌記君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋由一君
副管理者	奥州市副市長	及川新太君
監査委員		鈴木龍司君
事務局長		千田淳一君
事務局次長	兼会計管理者兼企画総務課長	北條　光君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
水質管理課長		千葉美隆君
消防長		平　裕司君
消防次長	兼消防総務課長	千葉　直君
消防次長	兼予防課長	小野寺和則君
消防救急課長		志和　純君
水沢消防署長		高橋洋男君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	平塚　孝君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	小原洋一郎君
企画総務課	課長補佐	藤原丈司君
施設管理課	課長補佐	廣野克哉君
施設管理課	課長補佐兼粗大資源係長	馬場　隆君
水質管理課	課長補佐	菅原敏幸君
水質管理課	課長補佐兼浄水係長	岩淵　充君
消防総務課	課長補佐兼人事係長	北條芳文君
企画総務課	企画総務係長	石川暢光君

企画総務課 財政係長　　小山美奈子 君
施設管理課 管理係長　　鈴木伸司 君
企画総務課 主　　任　　本明達也 君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時30分　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は全員でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、11番渡辺忠議員、12番青木俊悦議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、本臨時会に提出のため管理者より報告１件、議案５件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

令和３年２月24日午後８時58分頃、奥州市前沢字中村地内の住宅において器物破損事故が発生いたしました。この事故は、救急活動中、傷病者宅内から屋外に出た救急隊員が屋内に

戻ろうとした際、屋内に通じるガラス戸が閉まっていることに気づかず衝突し、ガラスを破損させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対ゼロとし、組合は相手方に対し、器物損害額２万2,000円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお、今後の事故防止につきましては、さらに細心の注意を払うよう喚起し、万全を期してまいります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。以上をもって報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第５、議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

なお、以下の議案第２号から第５号までにつきましても、同様に事務局長からご説明を申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、これに伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定めるなどの政令が廃止されたことから、附則で定める新型コロナウイルス感染症の定義を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

この条例は、公布の日から施行し、令和３年２月13日から適用するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第６、議案第２号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第２号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第１項第８号及び奥州金ケ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この財産の取得につきましては、水沢消防署衣川分署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が平成10年の購入から23年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものでございます。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち16者を指名し、去る４月２日に入札を執行しましたところ、株式会社古川ポンプ製作所一関支店が落札いたしましたので、契約金額6,090万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものでございます。

以上が本議案の目的、入札経過などでございます。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

11番渡辺忠議員。

○11番（渡辺忠君）　１点だけお尋ねいたします。

今回こういう事情がありまして、ポンプ車を更新しようとするものでありますが、今抱えているこういうポンプ自動車は、今後どのような経過で更新していくか、その辺を検討されているか。故障があって更新ではなく、おそらく計画を立てていらっしゃると思いますので、分かる範囲内で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　志和消防救急課長。

○消防救急課長（志和純君）　11番渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

今後の更新計画という質問でございましたが、令和３年度から10年間の消防力整備計画を策定いたしたところでございます。その計画に基づいて、まず今年の更新車両、あとは来年度、令和４年度の更新車両も計画しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第７、議案第３号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第３号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第１項第８号及び奥州金ケ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この財産の取得につきましては、江刺消防署東分遣所に配備している高規格救急自動車が平成22年の購入から11年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものでございます。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち３者を指名し、去る４月２日に入札を執行しましたところ、岩手トヨタ自動車株式会社水沢店が落札いたしましたので、契約金額2,178万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものでございます。

以上が本議案の目的、入札経過などでございます。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第８、議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第１号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては分担金の増額、化学消防ポンプ自動車の更新に係る国庫補助金の計上及び財源の組替えによる組合債の減額、歳出においては新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした環境整備及び消耗品の購入に係る経費、休日及び夜間診療所における負担金の見直し、し尿処理施設の整備方針検討に係る業務委託料について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,126万8,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,734万8,000円とするものであります。

３ページ、第２表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、財源の組替えにより消防施設整備事業債を減額するものであります。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。７ページ、８ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、１款分担金及び負担金、１項分担金は1,289万9,000円の増額であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は2,116万9,000円の増額であります。

８款組合債、１項組合債は280万円の減額であります。

９ページ、10ページをお開き願います。次に、歳出でありますが、４款衛生費、１項保健衛生費は、休日及び夜間診療所の運営協力に係る業務経費負担の見直しによる負担金の増額と広域火葬場さくらぎ苑の新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした空調設備更新に伴う工事請負費の追加により2,018万8,000円増額するものであります。

２項清掃費は、し尿処理施設の整備及び処理方針の検討に係る業務委託料の計上により310万1,000円を増額するものであります。

５款消防費は、救急活動における感染症拡大防止を目的とした消耗品費及びオンライン会議環境整備に伴う工事請負費が主な内容で、１項消防費を797万9,000円増額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　４番千葉康弘です。２点質問いたします。

１点目が現在の化学消防ポンプ自動車、これはどこに何台今配備されているのかについて質問いたします。

２点目が令和３年度し尿処理施設の整備検討ということで、310万円ほど予算組まれていますけれども、これは今後のことでありますけれども、例えば今後、将来的に本工事が始まった場合ですと、期間はどのくらいかかるのか、あとその間の例えばくみ取りとか何か受入れはどのようにされるのか。将来的なことですが、予算的にはどのくらい想定されているのかについて、もしお話しできるのでしたらということで質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　志和消防救急課長。

○消防救急課長（志和純君）　４番千葉議員の質問にお答えいたします。

化学消防自動車の配備状況ということでございますけれども、化学消防自動車は水沢消防署及び江刺消防署にそれぞれ１台配備してございます。今回更新しようとするものは、江刺消防署だけの化学消防自動車となっております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　し尿処理施設の今後の工事の部分ということだと思います。工事期間といたしましては、おおむね２年から３年の期間を要するだろうというふうに見込んでございます。

それから、施設の受入れの部分につきましては、当組合では生活排水の処理施設ということでございますので、くみ取りし尿の受入れにつきましては継続するものというふうに考えてございます。

総事業費の部分につきましては、様々な整備の手法がございますし、その部分からいきますと事業費の部分については、今回はお答えしかねる部分となります。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　再度化学消防ポンプ車ですが、今現在水沢と江刺に１台ずつ配備されているということですけれども、今回更新するということですが、今後のこの使い道というのが１点でございます。

あとは、今聞いていまして、水沢と江刺ということで配備されていますけれども、一番心配な部分が金ケ崎も近いわけで、工業団地、どのような形でカバーしようとされているのか、また配備というのは考えられないのか、その点について質問いたします。

また、例えば水沢、江刺から、今現在金ケ崎の工業団地に消防車が向かった場合ですと、どのくらい時間がかかるのかについて、２点質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　平消防長。

○消防長（平裕司君）　ご質問にお答えしたいと思います。

化学消防車の配備につきましては、消防力の整備指針に基づきまして、必要台数を割り振っております。ほんの僅かなのですけれども、奥州金ケ崎管内には２台必要な計算になってございます。その２台につきましては、水沢と江刺に置いてあるわけですけれども、金ケ崎のほうに配備する予定はあるのかというご質問もあったかと思いますが、化学消防自動車というのは特殊性のある消防車両でございますので、汎用性ということを考えますと、金ケ崎分署の日常業務においては、化学車を配備するよりは通常の水槽付ポンプ自動車を配備したほうが地域の安全、安心を守れるというふうなことにつながるというふうに判断してございます。

あわせて、江刺、水沢から金ケ崎の工業団地まで何分ぐらいかかると想定しているのかというご質問でしたけれども、15分ないし20分程度を想定してございます。道路事情がよくなってございますし、緊急走行ということも考え合わせますと、一般車両が金ケ崎の工業団地まで向かうよりは、相応の速さで到着するというふうに想定してございます。

更新につきましては、先ほど説明申し上げました消防力整備計画の中で、17年程度をまず一定の目安として、そのときの損耗程度によりまして更新を延ばしたり、縮めたりというふうなことを計画してございます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　４番千葉康弘です。一番気になった部分は、通常という場合もありますけれども、今必要な分が金ケ崎の工業団地ということも十分考えていかなくてはいけないのではないのかなと。素人の考えですから、専門家の皆さん方を前にしてあれですけれども、大変失礼ではありますけれども、例えば15分から20分、水沢、江刺から回っていったとした場合ですと、大変なことになる場合が１つと、やはり地域ばかりではなくて、金ケ崎、水沢もだと思いますけれども、日本経済の一部を支えているわけですので、それを考えますと、今後ないかと思いますが、金ケ崎にも考えていかないとならない部分があるのかなと思いますが、その点について質問いたしまして、終わります。

○議長（阿部加代子君）　平消防長。

○消防長（平裕司君）　ご質問ありがとうございます。金ケ崎分署で全く対応できないのかということではなくて、化学車に積むのと同じ消火薬剤を積載してございます。その消火薬剤をもって対応可能でございますので、その辺の不安はないかというふうに思っております。

その化学消火薬剤につきましては、全ての消防車両に積載してございますし、全ての消防車両で放水が可能な配備をしてございますので、金ケ崎に限らず、前沢であっても、どこであっても、そういった油火災であるとか、化学製品の火災であるとかに対しましても、相応の対応ができる状況を整えているものでございます。

○議長（阿部加代子君）　５番瀬川貞清議員。

○５番（瀬川貞清君）　５番瀬川貞清でございます。コロナ関連で大きく２件ほどお聞きいたします。

１つは、休日・夜間診療所の補正が提案をされているわけでありますけれども、これに関連いたしまして、診療再開の判断は変更になったのかということをお聞きいたします。地元紙の24日付で、この奥州金ケ崎行政事務組合の休日・夜間診療所を26日から順次再開するというふうに報道をされております。しかし、昨年の９月25日の全員協議会で示されました当組合の休日・夜間診療の対応方針によりますと、奥州金ケ崎管内の感染者ゼロが７日間続いた上で、関係団体と協議して、翌々日以降再開するというのが基本だというふうに認識をしておるものでございますが、この間ほぼ連日感染者が増えていて、７日間プラス２日間という間隔ではないのではないかというところをご説明ください。

２つ目は、資料の５に救急用消耗品の説明がありまして、一つ一つちょっと調べてみて了解はしたのでありますが、この表の一番下にありますＨＥＰＡフィルター人工鼻というのが調べ切れませんでしたので、これはどういうもので何に使うのかということをお教えください。

それと、これは救急用でありますので、この間コロナ感染関係で救急出動している件があるかどうかという点をお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君）　北條事務局次長。

○事務局次長兼会計管理者兼企画総務課長（北條光君）　５番瀬川議員のご質問にお答えいたします。

休日・夜間診療所の診療再開の判断ということでございますけれども、開設者であります組合と、あとは管理運営をお願いしています医師会のほうと取決めを何度か変更しておりまして、今現在のところは、奥州市、金ケ崎町で感染者が発生しなくなってから７日間経過した翌々日を基本としながらも、感染の蔓延状況を勘案して関係機関と協議した上で再開の日取りを決めるということになってございます。なので、一律に感染者が出ているからといって、再開をしないということではございませんで、実は４月２日から休診対応としておりましたけれども、この間やっと奥州市、金ケ崎町での発生、患者が途切れたというタイミングがございまして、医師会と協議をいたしまして、実は昨日26日の夜間診療所の診療から再開をしているところでございますので、当面そのような対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　平消防長。

○消防長（平裕司君）　救急用消耗品の名称につきましてご説明を申し上げます。

ＨＥＰＡフィルター人工鼻につきましては、これはチューブで肺に直接空気の通り道を作った上で人工呼吸をする場合に、肺からそういった感染性のウイルスであるとか何かを除去するといいますか、通さないようにするもので、隊員を守るといいますか、要はそういったフィルターになってございます。これを使うことによって、隊員が安全に患者さんの蘇生行為をできるというような消耗品になってございます。

○議長（阿部加代子君）　小原通信指令室長。

○消防救急課主幹兼通信指令室長（小原洋一郎君）　救急の出動件数についてお答えいたします。

コロナ疑い関連の救急事案といたしましては、まず昨年３月から本日までで37件出動しております。そのうち、令和３年１月以降ですと11件、また今月４月以降で８件ということになりまして、４月になってからちょっとペースが上がっている状況でございます。さらに、その８件のうち、２件コロナ陽性という診断がされているものでございます。１件につきましては、県と結んでおります移送協定に基づきまして搬送しました事案が１件、もう一件は救急隊が搬送した後に病院で検査を行いまして、コロナ陽性が確認されたものが１件、この２件が陽性となっているものでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　５番瀬川貞清議員。

○５番（瀬川貞清君）　５番瀬川貞清でございます。最初に、休日・夜間診療の再開の件でありますけれども、今回のような措置はどこかの時点で、対応の変更を決めた時点があるものでありましょうかということであります。一応９月25日の件と、それから奥州市議会にこの組合の対応方針が示された資料を11月頃に提供いただいているのでありますけれども、それまでは今私が質問した要綱で進められているようなのでありますけれども、今のような答弁になったような対応をどこかの時点で決めたのかということを改めて聞きたいというふうに思います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　瀬川貞清議員のご質問にお答えいたします。

さきに議員の皆さんにお示しした内容について、どこかで変えたのかというような趣旨というところでご質問をいただいたと捉えました。基本的には、議員からご発言いただいたとおりの内容として、奥州医師会との取り交わしとしては変えてございません。

先ほどお示ししたとおり、休診の判断といたしましては、読み上げさせていただきますが、奥州金ケ崎管内の新型コロナウイルス感染状況により、休止が必要と判断した場合、関係団体との協議で休診するということとしておりますし、再開の判断につきましては新規の奥州金ケ崎管内感染者ゼロ人が７日間続いた場合、関係者団体との協議の上、翌々日以降の担当日が再開することを基本とするも、状況に応じ、関係団体と協議の上、再開するということで、医師会と確認している内容について変えてございません。なので、休診については感染状況により休止が必要と判断した場合ということで、随時医師会様とは状況認識を確認しながら、休止するか否かというのを確認した上で取り組んでございますし、再開においても基本とするも協議の状況に応じというところで、きちんとお互いに目安としては持った上で、その都度医師会と確認をさせていただいて、再開を決めさせていただいているという取扱いとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　５番瀬川貞清議員。
○５番（瀬川貞清君）　そうしますと、今事務局長が読み上げられた正式の文書というか、そういうものがあるわけですね。当組合の全協でもらった文書では、今読み上げられたような、必要に応じてとか、そういうふうな文章にはなっておりませんので、聞いたわけでありますけれども、今事務局長が答弁されたような確認事項がどこかで文章化されているということでよろしいのでしょうかというのが第１点。

それであと、コロナ関連で当組合は奥州保健所管内のことを扱っていると思いますので、ちょっと管理者の認識をお聞きしたいと思うのでありますけれども、１つは今のこの奥州金ケ崎地域のコロナの陽性者発生状況というのはどういうふうに捉えているのか。ちょっと奥州市議会のことになりますけれども、奥州市の２月議会で私は社会的検査、つまり老人福祉施設とか、学校とか、そういうふうなところの検査が必要ではないかという質問をしたことがあるのですけれども、当時はまだ２人しか市民の間からは感染者が出ていないというので、そういうふうなことはしていないというふうな答弁でありましたけれども、今日の奥州金ケ崎地域の感染状況からいって、そういう社会的な検査というのは必要ないのかどうか、もう一つお伺いしたいと思います。

それからあと、聞くところによりますと、一関管内では発熱外来がなくなったというふうに聞いておりますけれども、一関地域と本地域の状況は何が違うのか、ちょっと参考までに教えていただきたいというふうに思います。お願いいたします。
○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　最近は、奥州市管内で陽性と判定される市民の方がたくさん出ているということでございます。それに連なって、社会的検査ということはどう考えているのかというご質問でありますけれども、基本的に社会的検査というふうな考え方、捉え方というのが確立しているかどうかというのは、私はよく存じないわけでありますけれども、基本的には今般、奥州保健所において陽性者が発生した場合には、専門家による濃厚接触者と疑われる方については全て検査をしている、またその範囲についてもこれまでよりも範囲を広げてＰＣＲ検査を行っているというのが実態であります。よって、１つの例で申し上げますと、ある施設における部分で、そこを利用していた利用者及び職員というのを含めて、一回に80人の検査を行ったりとか、かなり大量の検査を行っているということでございます。これのやり方等については、いささか支障がありますので、具体は申し上げられませんけれども、奥州金ケ崎管内においてそれをできる能力を今は持ち合わせているということでございますので、いたずらにもしかして私はというふうな部分の方、疑われる方は、保健所なり、かかりつけ医の先生にご相談をしていただければ、その状況を見てどこどこで検査をしてくださいというようなご指示を申し上げておりますので、結果的には５番議員がご懸念する部分の内容の検査というものは、奥州金ケ崎管内においてはしっかりと対応なされているというふうに私は考えております。いたずらに何となく不安だからというふうなところまで受け

られるかといえば、決してそうではないのかもしれませんけれども、いずれリクエストがあれば、ご相談があれば、そしてその内容についても大分多くの知見が累積しているということも含めますと、一定の部分でこれはというふうな分については、市内のクリニック、ないしは発熱外来等で検査をして、その成否を、陽性であるか陰性であるかという検査を行っているということでございます。

今の状況についてもう少しだけ詳しく申し上げますと、100％とは申しませんけれども、ほぼ100％に近い範囲で奥州市内における陽性者の濃厚接触者が分かる、要するにどこからそのウイルスが来たのかというものがほぼ特定をできているということでございます。特定ができるということは、濃厚接触者は当然その部分で判明するということでありますから、疑われる方々は全てＰＣＲ検査を行っているということでございますので、経路不明な部分については、さらに慎重な対応は必要でありますけれども、今申し上げましたように、奥州市内で発生している陽性者に関しては、ほぼその経路が特定でき、なおかつ特定できた方々に対してはＰＣＲ検査を実施しているということで、その範囲を超えての広がりというものは見られていないというのが実態であります。

よって、５番議員が、同じことを繰り返すようで大変恐縮でございますけれども、ご心配の部分のところについては、このＰＣＲ検査については積極的免疫学とかなんとかという専門用語があるようでありますが、それに応じてかなりの数を、かなりというよりも必要とされるＰＣＲ検査を的確に実施されているということでございますので、そういう意味ではご心配はないものというふうに考えているところでございます。

２つ目の質問として、一関の状況と奥州金ケ崎の状況でいささか違うのではないかというふうなことがありますけれども、これは民間の先生方が積極的に受けていただくクリニックの数が違うということと併せて、私どもとすればやはり奥州市及び金ケ崎町が責任を持って検査ができる体制を維持するということは、これは大きな安心、安全につながるものということで、４月に入ってからは一旦１日としましたが、また検査回数を増やすなどしながらこのところは対応しておりますので、一般のクリニックで検査をしているところで日程が組めないとか、様々な事情で受けられないというようなことがあったにしても、ＰＣＲ検査をできる臨時診療所、発熱外来でそれが対応できるということからすると、万全の対応がなされているのではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　先ほど瀬川議員から、休日・夜間診療所の休止、再開に係る取り交わしの内容について、正式なものを取り交わしているのかというご質問でございました。この点確認いたしましたところ、９月22日の全員協議会においてご説明した後に、その都度医師会との協議をしておるわけですが、12月に入ってから医師会のほうから取扱いを変えるという申入れをいただきまして、それを認めるという形で文書を取り交わしておって、それ

に基づき、今運用させていただいております。本来であれば、議員の皆様には変更した際にお示しすべきものであったというふうに考えてございます。大変申し訳ございませんでした。
○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。
○10番（今野裕文君）　関連しますけれども、救急搬送に関して、私どもは情報がないので、余計な心配かもしれませんが、この間奥州市が一番感染者が出ているということのようですが、救急搬送においては現状では支障はない状態なのでしょうか。その実態と、それから今変異株についてあれこれ議論されておりますが、それらに対する知見と対応についてどうなっているのかお尋ねをします。
　もう一つは、火葬場なのですが、火葬に入ってから機械が故障して、火葬の時間を異常に取るという状況があるようですが、そういう事実について把握をされておられますか。その理由が何なのかを知りたいわけですけれども、回答いただけるのであればお願いをいたします。
○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。
○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　今野議員の３つ目の質問、火葬の件についてお答えしたいと思います。
　火葬の時間でございますけれども、ご遺体の体格によりまして１時間かからないケースもありますし、２時間近くかかるケースもございます。議員ご指摘の機械の故障について、それが原因で長くかかっているのではないかということでございますが、そういった報告は火葬場の受託者のほうからは今現在受けておりませんので、この後至急確認したいと思います。
　以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　平消防長。
○消防長（平裕司君）　今野議員のご質問にお答えしたいと思います。
　現在救急に支障があるのかないのかということのご質問ですけれども、支障は全くございません。感染予防に関しての消耗品に関しましても、現在のところ値段は平成31年度よりは大分高めにはなっていますけれども、流通自体は順調で、注文してからも早期の納入が可能な状態になってございます。それらの消耗品、感染防止に係る消耗品を救急隊が身につけることを標準感染防止といいますけれども、その標準の感染防止をすることによって、十分に感染防止ができるというふうに捉えてございます。
　また、変異株についてもご質問がございましたけれども、確かに変異株につきましては感染力が強いというふうなこともございますが、しっかりと標準の感染防止をすることによって、十分感染防止ができるものと考えてございます。また、感染力がさらに強くなって、通常の標準的な感染防止では不安ですよというような知見が示されましたならば、現在使用してございますさらにレベルアップした感染防止対策を取って、救急対応をしたいというふうに思ってございますし、そのさらなるレベルアップした感染防止につきましても在庫は十分確保している状況でございますので、支障はない状況になってございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。
○10番（今野裕文君）　火葬場については、電気系統の故障だったと思うのですが、後で調べてお聞かせをいただきたいというふうに思います。
　救急搬送について、装備もそうなのですが、受入れ側はどうなのかというのを私ども心配しておりまして、逐次情報が公開されていませんので、よく分からないので、今の発生状況だと受入れも大変なのではないかというふうに思うのですが、それらについても支障がないというふうに考えていいのかということでございますが、お答えをお願いします。
○議長（阿部加代子君）　平消防長。
○消防長（平裕司君）　ご質問ありがとうございます。病院側の受入れにつきまして、救急隊が病院への搬送に困ったという事案は発生してございません。すみ分けといいますか、水沢病院さんのほうがまずは第一収容先というふうなことになって協議をしておりますけれども、呼吸器症状があったりとか、重症の患者さんにつきましては、胆沢病院で引き受けてくださるというふうな枠組みで動いてございますので、現在のところ全く支障がない状況で受入れをいただいているという状況でございます。
○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。
○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　先ほどの火葬の件につきましては、確認次第お知らせしたいと思います。
○議長（阿部加代子君）　７番廣野富男議員。
○７番（廣野富男君）　７番廣野富男であります。10ページの負担金補助及び交付金、今般休日診療所費と夜間診療所費、それぞれ減額あるいは増額しております。この増減の理由をご紹介いただければというふうに思います。
　あわせて、今回26日、昨日夜間診療所再開したということのようでありますが、対応されている先生方のコロナの予防接種といいますか、ワクチン接種の状況はどうなっているのかと。他地域の情報によりますと、開業医等についてはなかなかワクチン接種がないまま対応を迫られているというふうに伺っておりますが、休日・夜間診療所開設に当たって、接種状況についてお知らせいただければというふうに思います。
　あわせて、今消防長のほうからその件で伺ったわけでありますが、署員のコロナの予防接種といいますか、ワクチン接種状況についても併せてご紹介いただければというふうに思います。
○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　私のほうから、後段のドクターの予防接種状況と所員の予防接種状況についてご答弁申し上げます。
　こちらとして、所員とすれば当事務組合の職員も本件の取扱いの関係上、あそこは診療所のエリアに入るということから、行政組合の職員については、こちらでお願いしている看護師の方も含めてですけれども、現時点においては未だ未接種の状態でございます。医師会を

通じて申入れをさせていただいておりますが、見込みとしては５月中旬に１回目を接種させていただくということで連絡をいただいている現状にございます。

それから、休日・夜間診療所に対応いただいております医師、ドクターの関係でございますが、これについての詳細について当組合のほうで把握はできてございません。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　北條事務局次長。

○事務局次長兼会計管理者兼企画総務課長（北條光君）　廣野議員のご質問にお答えいたします。

予算書10ページの診療所費の増減の内訳ということでございます。総額では258万4,000円の増ということですけれども、内訳としては休日診療所のほうが減額、夜間診療所のほうが増額という中身でございます。これについて、ちょっと背景を申し上げますと、令和２年12月11日付で奥州医師会から管理者宛てに休日診療所の初期救急医療対策業務経費について、体制の強化充実のために、その経費の増額というものを申入れの要望を受けてございます。中身としましては、令和３年４月以降江刺地域の日曜、祝日当番医を廃止するということに伴いまして、そちらのほうの患者につきましても休日・夜間診療所での受入れをすると。そのために、医師会における体制強化、充実するために経費の増額をお願いしたいという話を受けまして、組合として中身を確認して、今まで休日診療所については協力金をお支払いしていたのですけれども、夜間診療所についてはゼロという形でやっていただいておりました。この後、それを受けまして、この機会にちょっと経費負担の中身を見直しまして、根拠としますのは過去に国の補助事業でありました在宅当番医、それから救急情報提供実施事業といったものがあったのですけれども、これについては平成15年度をもって廃止されていますが、この当時の基準額を元にこのたび算出をしまして、それぞれ休日・夜間診療所の診療日数割で整理した結果、この増減の内容という形になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部加代子君）　平消防長。

○消防長（平裕司君）　それでは、消防職員のワクチンの接種状況についてご説明させていただきます。

消防職員のうち、早期接種の対象者として救急隊員並びにそれをバックアップする消防隊員が対象となってございます。４月19日の週からワクチン接種が始まりまして、本日をもちまして全ての対象者の１回目のワクチン接種が終了する運びとなってございます。２回目のワクチン接種につきましては、５月13日の週から始まりまして、５月中旬中に２回目の接種まで完了するというふうな予定を組んでいるところでございます。

○議長（阿部加代子君）　７番廣野富男議員。

○７番（廣野富男君）　ありがとうございました。まず、消防署員のほうでございますが、これは全署員という理解でよろしいのでしょうか。百何人でしたか。定数分だけならば、救急隊員とそれをバックアップする職員という意味なのか。そうだとすれば、何人の方々が接

種されたのか、その職員人数をお教えいただければというふうに思います。

それと、ドクターの接種の関係になりますが、これはあくまでもちまたのうわさなので、正確には分からないわけなのですが、ワクチン接種については医師会の流れと県の流れがあって、公立病院についてはワクチン接種は順調に進んでいるけれども、民間診療所といいますか、医師等についてはなかなか回らないというふうにも伺っておりますが、やはり岩手県はそういう状況なのかどうか。できれば私は、皆さんそう思っているのだと思いますが、全国的に高齢者のワクチン接種が開始になりましたし、先ほど来の認識の中で、市民にとってもかなり不安な部分がございまして、私もちょっとそういう経験がありまして、どこに行ったらいいのかなということで、地元の診療所を受けたわけでありますけれども、常に市民もそうですし、医師もいつコロナに感染するかという、そういう不安な状況にあると思いますので、国の流れもあると思いますけれども、管理者、副管理者含めて、今困っている状況についてはぜひ早期に改善されるように、要望活動、要請活動を県を挙げて、あるいはそれ以外の要望活動を展開していただいて、早急に医療関係者に速やかに接種できるよう供給していただければなというふうに思いますので、その辺の動き含めてご見解があればよろしくお願いしたいというふうに思います。

それと、予算の部分については、そういう基準があって、今回補正をされたということについては了解をいたしました。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　様々な全国放送というか、全国メディアの中でいろんなことが出ております。規定どおりに準備したのだけれども、予約者が予定どおり来なくて廃棄をしたとか、あるいはその場の判断で有効活用したとかというふうな話なども聞こえてきておりますけれども、基本的には今のような不満というか、不具合については、我々も承知をしており、岩手県あるいは奥州保健所には再三にわたって申入れをしているというところでございます。

基本的に奥州市が直接ワクチンをコントロールできるというのであれば、奥州市が責任を持って対応できるわけでありますけれども、一切できないのです。ですから、基本的には奥州市の医療関係者等を除くワクチンはこのぐらいですよといって、サテライトと言えばいいのでしょうか、基幹病院のほうにいずれ５月の連休明けにはかなりの量が入るとは言われておりますけれども、それはあくまでも医療関係者を除く市民、あるいは町民向けのワクチン。県と県医師会とで医療関係、あるいはそれの関連する方々の分はそちら側で対応しますという、かなり厳格な縦割りがあるということでございます。この部分のところをコントロールできるかということになれば、これは岩手県と県医師会との間の中でのお話にならざるを得ないのであります。

廣野議員は、そういうふうなことを言わずに、もう少し融通利かせて、いい方向が取れるのではないかという思いからのご質問だったというふうにも推測するとき、私も同様の思い

を持っています。ですので、そのことについては県に向け、いろいろとお話をしていくということですけれども、奥州市の意見だけで通るということではないみたいですし、１つを変えるということになれば、県全体のスキームを変えなければならないというような、私には十分に理解がしがたいことも含めて、様々なご事情があるようでございます。

ただ、１つだけ言えますのは、ゴールデンウイーク明けにはかなりの量が入ってきて、医療関係者の方々にはおそらく５月中には全て接種が終わるのではないかという、確定ではないものの、そのような情報を伺っておりますので、確定ではないですよ。なので、そのとおりに実施されれば、ちょうど民間、要するに市民、町民に打つ時期というのが５月の後半から６月に入るというふうな形のようでございますので、そうするとワクチン接種した医療関係の方から接種をしていただけるというような体制が整えば、あとは仕組みどおりに対応ができるということになるのだろうというふうには思いますが、ただいずれにしろ様々な分でワクチンがいつ来るか、どのぐらい来るかというふうな部分、それから縦割りの部分で、流用できる分はあるのだけれども、そちら側に流用できないというような垣根などがあって、その辺のところはまだまだしっかりと協議をしていかなければならない状況であるということです。

それともう一つ、いらっしゃる議員さん方もそのとおりでございましょうけれども、もう少し丁寧な情報開示があってしかるべきではないかというふうなところは、私も痛感しているところでございますけれども、今の話も公にできる部分とできない部分があって、できる分だけお話をさせていただいているところでありますけれども、この状況等についても医療関係者の方々のコンセンサスを取りつつ、岩手県の指示の下、対応していかなければならないというふうな分がまだ少し整理が整っていないところもありますので、できればゴールデンウイーク前にも２回会議を行いますし、明けた部分においてはその状況が明らかになり次第、できるだけ丁寧に情報開示をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　平消防長。

○消防長（平裕司君）　消防職員何人接種するのだというふうなお話でしたけれども、170人の職員がおります。そのうち、先ほどご説明したとおり、国のほうでは指定されていたのは救急隊員というふうな枠で指定されてきていましたけれども、救急隊員だけでは救急現場を賄えない状況も、これは全国的な話ですけれども、そういうことでそれをバックアップする消防隊員も含めて接種対象というふうなことで示されまして、それでうちのほうに呼ばれても対象者がいますよということで報告して、それが接種対象というような形で今進んでいるところでございます。ここにいる職員は対象外になりますので、この分を引きますと、最終的に今回の消防職員の接種完了者は170人中140人というふうな形になるものでございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

このまま会議を進行してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第９、議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第１号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出並びに資本的支出において、万松寺ポンプ場送水ポンプの更新を修繕に切り替えたことによる所要の措置をするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の収益的収入及び支出の補正でありますが、収入については第１款水道用水供給事業収益を118万9,000円減額し、総額６億5,691万2,000円とするものであります。内訳でありますが、第２項営業外収益を１万9,000円増額し、第３項特別利益を120万8,000円減額するものであります。

支出につきましては、第１款水道用水供給事業費用を52万9,000円減額し、総額５億5,903万9,000円とするものであります。内訳でありますが、第１項営業費用を383万5,000円増額し、第２項営業外費用を27万円増額し、第３項特別損失を463万4,000円減額するものであります。

第３条の資本的支出の補正でありますが、第１款資本的支出を726万円減額し、総額３億3,125万7,000円とするものであります。内訳でありますが、建設改良費を726万円減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

２番小野寺満議員。

○２番（小野寺満君）　２番小野寺満です。１点ご質問いたします。

今ご説明のありました収益的支出の特別損失の件ですけれども、当初予算では761万4,000円ということで計上されておりましたが、その理由は計画水量が１日当たり４万3,500立米が、

今現在は１万4,600立米ということで、損失を報告しなければならないというふうなご説明、当初予算のときにあったと思いますけれども、それで761万4,000円ということでしたが、今回補正で463万4,000円減額するということは、当初ご説明あった内容は供給量が増えたりして、結局損失を起こさなくてよくなったのでしょうか、その辺ちょっとご説明をお願いします。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　特別損失の部分についてお答えをいたします。

463万4,000円ということで、特別損失のその内容につきましては、万松寺ポンプ場の送水ポンプ、建設仮勘定で整理している部分を特別損失として見込んでいたということでございます。今回修繕に切り替えたということでございますので、そちらの資産に係る部分については会計処理を要しないということで、そのままでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　７番廣野富男議員。

○７番（廣野富男君）　１点だけお伺いいたします。

今回万松寺のポンプ場送水ポンプの更新を修繕に切り替えての補正ということですが、当初更新をするというのを今回修繕に切り替えるという、これはなぜかという件についてお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　それでは、更新を修繕に切り替えた内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

当初は、送水ポンプの分解整備を実施した際に、点検をした受託者のほうから、ポンプ部分の軸受箱のベアリングのはめあい部の摩耗とケーシングの内面に腐食の進行が認められるため、更新したほうがよいとの報告を受け、更新しようとしたものであります。その後に、構成市町の水道担当課のほうからのアドバイスもありまして、送水ポンプの一部の更新で対応が可能ではないかというアドバイスでございました。そのアドバイスを受けまして、組合内部で検討した結果、モーター部分につきましては絶縁低下等の異常がなく、残置としてまだ使えますということで、継続利用が可能と判断しましたので、劣化や摩耗があるポンプ部分のみを更新するというふうに切り替えたものでございます。

○議長（阿部加代子君）　７番廣野富男議員。

○７番（廣野富男君）　分かりました。そうしますと、これも更新をしなければ修繕で対応できるということが分かったということについては分かりました。

今回は、その修繕、幾らか延命されるということなのでしょうけれども、やっぱり数年後にはまた状況を見ながら、その時点で更新をするという理解でよろしいのか、その点伺って終わります。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○水質管理課長（千葉美隆君）　送水ポンプの部分につきましては、法定耐用年数が15年ということで、耐用が期待できるものということであります。このことにつきましては、実際15年たって即時更新ということにはなりませんので、点検整備を継続しながら、状態を確認しながらの更新というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変お疲れさまでした。

午前11時46分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和３年４月27日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

１１番　　渡　辺　　忠

１２番　　青　木　　俊　悦